

# 営繕工事における県産品優先使用の実施要領

## 1. 目的

愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。以下同じ。）が発注する営繕工事（県有施設の新築、増築、解体及び改修工事を指し、これらの工事の実施に伴い必要となる建築設備の工事を含む。以下、「工事」という。）において、ふるさと愛媛の中小企業振興条例（平成 24 年 10 月 23 日条例第 68 号）及び愛媛県工事請負契約書の特約に基づき、県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用に係る取組みについて一層の徹底を図り、工事における県内業者への経済波及効果を高めることを目的とする。

## 2. 取組方針

### (1) 県産品の優先使用

工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用するものとする。

### (2) 県内業者販売資材の優先使用

県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあつては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用するものとする。

## 3. 対象工事

愛媛県総務部が発注するすべての工事（WTO対象工事は除く）を対象とする。

## 4. 取組内容

工事における県産品の優先使用に係る取組みについては、次のとおり実施するものとする。

### (1) 県産品の優先使用等を記載した特記仕様書の添付

発注者は、工事における県産品の優先使用の徹底を図るため、受注者が実施する事項等を記載した特記仕様書を設計書に添付する。

### (2) 県産品の使用の有無等を記載した施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式 1）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式 2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載する。

なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式 1）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式 2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出する。

県産品を使用できない理由は、次の①～③のいずれかとする。

[県産品を使用できない理由]

- ①該当する資材が、県産品には存在しない。
- ②県産品が県産品以外と比較して高価である。
- ③その他（具体的な理由を記載）

(3) 県産品の使用の有無等の確認

監督員は、県産品の使用の有無、県産品を使用できない場合の理由等について受注者に確認を行う。

なお、県産品が存在しない資材については、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（経済産業省ホームページ参照）も参考にして受注者に確認すること。

また、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）により確認する必要があると判断した場合には、受注者に対して確認資料の提示を求めること。

(4) 使用資材実績報告書の提出

受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、使用資材を記載した「使用資材実績報告書」（様式3）を提出する。

(5) 県産品の使用実績等の確認

監督員は、受注者から提出のあった「使用資材実績報告書」について、県産品の使用に関し「主要資材」、「県産品未使用理由書」との整合を確認するとともに、県産品使用率を確認する。

なお、県産品使用率の確認においては、受注者に対して算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）の提示を求め、確認すること。

(6) 工事成績評価における評価

工事成績評価の対象である当初請負代金額500万円以上の工事について、受注者の県産品の優先使用の取組みについて評価を行う。

[評価方法]

担当課長の考査項目

考査項目	細 別	評価対象項目
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	県産品使用率が100%であった。

※ 県産品が存在しない等、やむを得ない理由により県産品以外を使用した資材を除き、県産品をすべて使用した場合、評価対象項目「県産品使用率が100%であった。」において評価する。

附則

この要領は令和6年9月27日から適用する。

附則

この要領は令和8年4月1日から適用する。

## 県産品優先使用に係る特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、工事請負契約書の特約で規定されている県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用の徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(県産品の優先使用)

第2条 受注者は、工事請負契約書の特約に基づき、工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用しなければならない。

(県内業者販売資材の優先使用)

第3条 受注者は、県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあつては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用しなければならない。

(県産品の使用計画等)

第4条 受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式1）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）を監督員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式1）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出しなければならない。

(県産品未使用理由の確認)

第5条 受注者は、「県産品未使用理由書」の監督員の確認において、監督員から請求があった場合は、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）を提示しなければならない。

(使用資材の実績報告)

第6条 受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、「使用資材実績報告書」（様式3）を監督員に提出しなければならない。

(県産品使用実績の確認)

第7条 受注者は、「使用資材実績報告書」の監督員の確認において、監督員から請求があった場合は、県産品使用率の算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）を提示しなければならない。

# 主 要 資 材

(施工計画書様式)

番号	品 名	規 格	単 位	予定 数量	製造業者 (住 所)	品質証明	搬入時期	県 産 品	摘 要 (確認時期等)

(注1) 工事に使用する資材すべてについて記載すること。(燃料、賃料、損料は除く。)  
(注2) 県産品の欄は、○(県産品)、－(県産品以外)を記載すること。

## 県産品未使用理由書

番号	品名	規格	県産品 未使用理由	具体的な理由	納入業者 (住所)

(注1) 番号欄は、主要資材の番号を記載すること。

(注2) 県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。

- ①該当する資材が、県産品には存在しない。
- ②県産品が県産品以外と比較して高価である。
- ③その他（具体的な理由を記載すること）

(注3) 具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。

(注4) 資材の納入業者は、県内の業者（営業所、支店も含む）を優先して使用すること。

# 使用資材実績報告書

番号	品名	規格	単位	実績数量	製造業者 (住所)	県産品	県産品 未使用理由	具体的な理由

県産品使用率 (県産品が存在しない資材等、やむを得ない理由により県産品以外を使用した資材を除く)	%
---	---

- (注1) 工事に使用する資材すべてについて記載すること。(燃料、賃料、損料は除く。)
- (注2) 県産品の欄は、○(県産品)、－(県産品以外)を記載すること。
- (注3) 県産品の未使用理由欄は、次の①～③を記載すること。
  - ①該当する資材が、県産品には存在しない。
  - ②県産品が県産品以外と比較して高価である。
  - ③その他(具体的な理由を記載すること)
- (注4) 具体的な理由欄は、県産品の未使用理由が「③その他」に該当する場合に記載すること。
- (注5) 県産品使用率は以下により算出すること。
$$\text{県産品使用率} = \frac{\text{県産品資材の金額合計}}{\text{使用資材の金額合計} - \text{未使用理由①及び②の金額合計} - \text{未使用理由③のうちやむを得ない理由と認められる資材の金額合計}}$$
(四捨五入により整数止め)